

道路維持作業車(普通貨物自動車) 借上げ仕様書

1	リース物件名	道路維持作業車(普通貨物自動車)
2	品質・形状・寸法 又は型式	・道路維持作業車(普通貨物自動車) ・自動車規制(NOx法・PM法)、神奈川県ディーゼル車排出ガス規制条例等に適合 【詳細は別紙特別仕様書のとおり】
3	設置場所	横須賀市道路維持センター(横須賀市公郷町4丁目4)
4	リース期間	令和3年9月1日から令和10年8月31日までの 84カ月とする。 ※納車日は、令和3年8月31日とする。 ※登録日は、別途協議により決定する。
5	保守契約	賃貸人が維持管理を行う。 ・継続車検、法定点検。 ・一般的消耗品交換、油脂類交換・補充、バッテリー交換、タイヤ交換(スタッドレスタイヤを含む必要本数)、 クーラー及びエアコンのガス交換。スタッドレスタイヤの使用は11月から3月の別途指定日の間とする。 ・継続車検、法定点検の期日1月前には賃借人に対し期日が迫っている旨の通知をすること。
6	リース物件 設置・撤去費用	賃貸人の負担とする。
7	動産総合保険	動産総合保険は不要。
8	リース期間 満了後の措置	<b>返 還</b> ・ 賃借人の所有権に帰属
9	契約方法	長期継続契約によるリース契約 (初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
10	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
11	入札金額	84カ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる7ヶ月分の借上金額(消費税抜き)として記入すること。
12	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の車両を下取車とし、その費用を含めること。</li> <li>・下取期日(引取り日)は納車日から14日以内とし、別途協議するものとする。</li> <li>・下取車の抹消登録又は名義変更及び処分等は、受注者の責任において速やかに行い、抹消登録証明書(名義変更の場合はそれを証明する書類)を市に提出すること。</li> <li>・下取車の引取り後、速やかに道路維持作業車の装備(散光式警光灯などの赤色灯火及びサイレンアンプ)を取外し、「横須賀市道路維持作業車」の文字を復元できないように消去すること。 また、それを証明する書類(文字の消去及び装備を取外した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。</li> <li>・下取車両は本件リース車両が納車されるまで使用することから、走行距離は1か月あたり1,500km程度増加する。</li> </ul> <p>○下取車両 いすゞ エルフ 道路維持作業車(公共応急作業車) 自動車登録番号: 横浜800そ5836 型式: BKG-NJR85A 初度登録年月: 平成19年8月 車検満了日: 令和3年9月18日 走行距離: 221,982km(令和3年3月末日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース期間が満了する直前の車検満了日をもって返還するものとする。 ただし、リース期間中に車検期間の変更等特別の事情がある場合を除く。</li> <li>・再リースを行う場合は、リース期間満了前に別途協議するものとする。</li> <li>・リース期間満了後に車両を返還した場合は、速やかに道路パトロール車の装備(散光式警光灯などの赤色灯火及びサイレンアンプ)を取外し、「横須賀市道路維持作業車」の文字を復元できないように消去すること。 また、それを証明する書類(文字の消去及び装備を取外した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法施行令第13条第1項第9号に基づく緊急自動車の指定申請を行うこと。</li> <li>・登録諸費用、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険、自動車税、自動車リサイクル法にかかる費用は、リース料に含むものとする。</li> <li>・横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による対象物品であるか否かは問わない。 (上記方針については、本市ホームページ「よこすかのグリーン購入」を参照してください)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</li> </ul>
13	連絡先	土木部道路維持課 吉沢 046-822-8374

# 道路維持作業車特別仕様書

納入機は以下に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、作業の使用に耐える十分な耐久性と良好な操縦性能を有するものとする。

## 1 車 種 道路維持作業車（普通貨物自動車）

2 t積クラス、キャブオーバー、ダブルキャブ、標準ボディ、  
全低床、後輪ダブルタイヤ、新規登録車（いわゆる新車）

台数：1台

燃料：軽油

乗車定員：6人

排気量：2,900cc以上

変速機・駆動方式：5MTまたは6MT・2WD

車両総重量：5,000kg未満

最大積載量：1,500kg以上2,000kg以下

床面地上高：830mm以上900mm未満

車体色：道路維持作業車仕様に全塗装（※3車体の塗装についてを参照）

年間走行予定距離：約18,000km（月1,500km程）

## 2 付属装置及び付属品

- (1) パワーステアリング
- (2) 前席パワーウインドウ
- (3) 集中ドアロック
- (4) エアコン
- (5) AMFMラジオ
- (6) 前後フロアマット（ラバータイプ）
- (7) 前後金属製ドアバイザー
- (8) 冬季用スタッドレスタイヤ 6本（ホイール付）
- (9) 道路維持作業車（公共応急作業車）の塗装と装備  
（※3車両の塗装について及び4道路維持作業車の装備についてを参照）

## 3 車両の塗装について

- (1) 黄色（公団色）で全塗装する。（マンセル値2.5Y8/14類似色）  
（昭和53年12月1日付道交発102号道路交通法の一部改正に伴う道路管理上の措

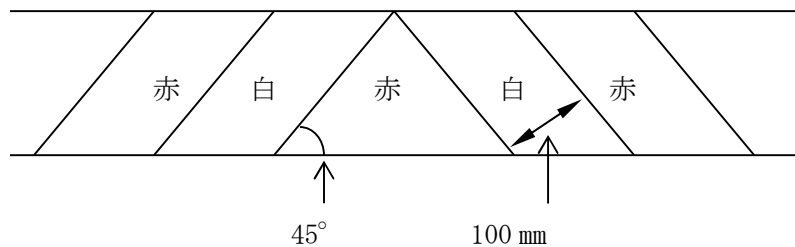
置等について)

- (2) 車両前後及び側面に幅 15cm の帯状で白色塗装する。  
白帯内に「横須賀市道路維持作業車」の文字入れをする。  
文字は、一文字 100×100mm の黒色丸ゴシック体「張付け文字」で左右両面に先頭より表示する。

(道路交通法施行規則第 6 条の 2)

(昭和 53 年 12 月 1 日付道交発 102 号道路交通法の一部改正に伴う道路管理上の措置等について)

- (3) 車両前部のバンパーを赤白色のゼブラ模様に塗装する。※下図参照



#### 4 道路維持作業車の装備について

- (1) 車両前頭部付近に赤・黄色散光式警光灯 1 基 (24V 対応・LED 光源・スピーカー付)、前部バンパーに赤色補助警光灯 2 基 (24V 対応・LED 光源・点滅式)、ルーフ後方に黄色補助警光灯 2 基 (24V 対応・LED 光源・点滅式) を堅固に取付ける。

赤・黄色散光式警光灯は本体長さ 1,100mm 以上で、赤色灯は前方 300m 距離で点灯点滅が、黄色灯は前方 150m 距離で点灯点滅が確認できること。

ルーフ後方の黄色補助警光灯は車両後方から点灯点滅が確認できるものとし、設置位置については別途協議とする。

サイレンは前方 20m の位置で 90dB 以上 120dB 以下であること。

(道路運送車輛の保安基準第 49 条及び第 49 条の 2)

○参考製品：散光式警光灯 (株)パトライト製 ALS-M1FNFY-RY53N

補助警光灯 (株)パトライト製 LP3-M1-R/-Y

- (2) 車内中央コンソール部にマイク付電子サイレンアンプ (24V 対応機) 及び黄色警光灯の操作スイッチを取付ける。

散光式警光灯及び補助警光灯のうち赤色灯火は電子サイレンアンプ内蔵のスイッチ、黄色灯火は独立スイッチにて操作するものとし、取付け位置は、運転席・助手席から容易に操作できる場所とする。

○参考製品：電子サイレンアンプ (株) パトライト製 SAP-520PC-Z  
マイク (株) パトライト製 SDM-08  
黄色灯点灯スイッチ (株) パトライト製 W16100001-2F1

- (3) 荷台後部にテールゲートリフターを取付ける。  
(垂直昇降式、600kg 積上げ可能、昇降部分の奥行約 60cm)

○参考製品：新明和工業株式会社 すいちょくゲート等

- (4) 荷台前方にスコップ掛けを 6 か所取付ける。
- (5) 器材立て掛け用に、荷台前方左右に直径約 10cm パイプを取付ける。
- (6) 荷台右側に高さ 75cm のパイプ枠を取付ける。(モップ立て付)
- (7) 車両左右にサイドバンパー (巻き込み防止バー) を取付ける。
- (8) 荷台全面に鉄板 (板厚 2.3mm) を張り、前方 2 か所に水抜き穴を設ける。
- (9) 後部座席付近の屋根上に金属製のルーフラックを堅固に取付ける。
- (10) 水槽 (容量 40L、ステンレス製、蛇口及びキャップの空気抜き穴付) を  
運転席側の車両側面下に取り付ける。
- (11) 全席にビニールシートカバーを、縫込みにより張付ける。

## 5 その他

- (1) 取付けを行う製品は、参考製品のものまたは同等以上の性能を満たすものとする。
- (2) 車両及び取付けを行う製品は、道路運送車両法等の関係法令に適合したものとすること。
- (3) 取付けを行う製品は、事前に製品カタログ等を提出し取付け方法や場所等について協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

5 車両イメージ (参考)



